

# 今日から見た日韓会談

## —その経緯と今日的意義—

吉澤文寿

はじめに

本稿の課題は、今日行われている日朝交渉及び朝鮮民主主義人民共和国（以下「北朝鮮」）・韓国側からの戦後補償要求運動を展望するうえで、一九六五年に締結された日韓基本条約及び四つの協定がどのような影響をもっているのかを検討することである。ただし、その場合に日韓条約及び諸協定の法的見地からの検討もさることながら、私自身が法律に対して門外漢である理由もあり、本稿では日韓会談の交渉経緯を明らかにしつつ、今日的意義を問い直すことにしたい。日韓会談は表面的には日韓双方が日韓間の諸問題に対する法理論をたたかわせつつも、会談の内容はすぐれて政治的なものであったのであり、この見地からも日韓会談を歴史的に検証することは有意義であると考えられる。

ところで、現在行われている日朝交渉及び

戦後補償の問題を考えると、最も重要な争点と思われる点を列挙しておきたい。すなわち、日朝交渉の場合は①日本による植民地支配の清算、②日朝経済協力の可能性、③北朝鮮による日本人拉致疑惑の解決、④北朝鮮のミサイル開発疑惑の解決などであり、戦後補償の争点は①日韓諸条約により旧朝鮮人の個人請求権が消滅したのか、②日本の植民地支配が国際法的に不法だったのか、という問題である。これらのうち、日朝交渉における日本人拉致疑惑及び北朝鮮のミサイル開発疑惑はすぐれて日朝交渉固有の問題であるが、他の問題は全て日韓会談当時の論点と共通する。しかも、それらは財産請求権及び基本関係の問題との関連に集中している。したがって、本稿はこれらの諸項目に関連が深い日韓基本条約及び「日韓財産及び請求権の解決と経済協力に関する協定」（以下「日韓協定」）の交渉経緯を検討し、一定の問題提起をするところになるであろう。

### サンフランシスコ平和条約をめぐる問題

まず、日韓会談を論じる前に、その法的前提となったサンフランシスコ平和条約について論及しておきたい。一九五一年九月にサンフランシスコで日本と連合国の間に締結された同条約のうち、朝鮮、すなわち北朝鮮と韓国は条約締結国ではないにも関わらず、第二条、第四条、第九条、第一二条の利益を受ける権利を有すると定められた（第二条）。すなわち、第二条とは領域に関するものであり、日本が朝鮮半島及びその周辺諸島に支配権を持たないことを明記したものであり、第四条は請求権、第九条は漁業協定、第一二条は通商航海条約について関係各国と交渉することを日本に義務づける条文である。これに加えて、同年九月二五日、GHQのシーボルト外交局長が日本の独立に伴う日朝鮮人の法的

地位を韓国政府と話し合うよう、日本政府に指示したため、この問題も日韓会談の主要議題となった。したがって、今日の日朝交渉においても漁業協定の締結や朝鮮籍の在日朝鮮人の処遇などは当然取り上げられるべき問題であろう。

それはともかく、ここでは請求権に関わるサンフランシスコ平和条約第4条とはどのようなものかを確認しておきたい。

**第四条【財産】(a)** この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国またはその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならぬ。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

**(b)** 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、またはその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

第四条(a)の規定を読む限り、請求権というのは第二条に掲げられた地域(朝鮮、台湾、樺太など)の政府及びその住民と日本政府及びその住民にそれぞれ請求権の存在が想定されていたといえる。この規定は同条約第一条(a)に規定されているような戦争中に生じた損害に対する賠償を義務づけるものとは明らかに異なり、朝鮮が日本の領土の一部であったことを前提としていた。したがって、日韓会談において日本の植民地支配による被害の代償として対日請求権を主張する韓国政府からすれば、第四条(a)の規定は不本意きわまりなかった。

もともと、韓国政府はサンフランシスコ平和条約の最終案が確定するまで、米、英、中国などの諸政府にはたつきかけて、韓国が連合国として対日平和条約に署名し、第一条に基づき対日請求権を獲得しようとした。しかしながら、英国そして日本からの強い反対にあって、韓国は連合国としての資格をえることができなかった。ただし、その代償としてダレス米国务長官が梁裕燦駐米韓国大使に「アメリカが韓国の利益を平和条約に適切に反映する」と述べたとおり、対日平和条約の最終案に第四条(b)が挿入されたのであった(金東祚(林建彦訳)『韓日の和解 日韓交渉一四年の記録』サイマル出版会、一九九三年、五〇六頁)。すなわち、この条項は日本政府が南朝鮮に進駐した米軍政府による日本人財産の処理の効力を承認するというものであった。この

第四条(b)の解釈をめぐる、初期の日韓会談で激しい討論が繰り返られるのである。

## 韓国側の対日請求権の 全体的性格をめぐる問題

日韓会談の本会談は一九五二年二月より始まり、一九五三年一〇月まで三次にわたって開催された。その請求権委員会において、最大の論点はサンフランシスコ平和条約第四条(b)の解釈をめぐる問題であった。韓国側はこの条項によって朝鮮にある日本人財産に対する請求権が交渉の対象外となったとしつつ、対日請求権(「韓日間財産及び請求権協定要綱」、いわゆる「対日請求八項目」)を主張した。日本側はこの韓国側の主張に対し、韓国に対する請求権を主張し、交渉決裂の要因をつくった。対韓請求権の論理的核心理は先に示した同条約第四条(b)において、日本政府が何を「承認」したのかという点にあった。この点について、同年五月一四日に開かれた参議院外務委員会において、岡崎勝男外務大臣は次のように発言した。

……朝鮮の米軍政府が占領軍として日本の私有財産について敵産管理的処分を行った場合においても、その財産に対する元の所有権は消滅しない、例えば売却行為が行われたとき売却の処分は承認するけれども、その財産の元の権利はあるので売却によって生じた代金は我々の方

で請求できる……(鹿島平和研究所編「日本外交史二八鹿島研究所出版会、一九七三年、四七頁」)

日本側は一九〇七年にオランダのハーグで調印された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」を援用して、サンフランシスコ平和条約第四条(b)は私有財産の没収を意味するものではないとして、米軍政府が韓国政府に払い下げた日本人財産の代金を請求したのである。

しかし、韓国政府が米軍政府に同条項の解釈を要請した結果、米軍政府が提出した回答によつて、日本側の対韓請求権の論理は明確に否定された。すなわち、米軍は次のように述べた。

……一九五二年四月二九日付、駐米韓国大使に送った書簡のなかで、米軍務省は対日平和条約第四条のように解釈している。米軍は対日平和条約第四条b項及び駐韓米軍政府の關係命令及び処分によつて、大韓民国の管轄内財産に対する日本人の全ての権利権原及び利権は剝奪されたという見解をもっている。

したがって米軍の見解によれば日本はそのような資産またはそれに関する利権に対して有効な請求を主張することができない。しかし米軍の見解によると、日本人が前記条約の第四条b項で有効であると認定したかような資産の処分は同条約第四条a項で上程された約定を考慮することにおいて関連性をもつと考える

(高麗大学アジア問題研究所「韓日関係資料集一」一九七六年、一三六頁)。

ここで、米軍政府はサンフランシスコ平和条約第四条b項によつて、日本側が朝鮮半島にある日本人財産に対して「有効な請求権を主張できない」と断言した。しかし、米軍は米軍政府による日本人財産の処分と韓国の対日請求権との「関連」(relevant clause)について明確な判断を避けたのであり、このことが請求権委員会において、韓国側の対日請求権が日本人財産処分によつて「相殺された」という日本側の見解を維持する余地を与えたのであった。言い換えると、この事実が米軍の対東アジア政策において、日本の戦後復興が重視されたことの裏返しでもある。

結局日韓会談は日本側の対韓請求権及び、第三次会談首席代表久保田貫一郎の発言に対して韓国側が態度を硬化させて、一九五三年一〇月から中断期を迎えた。その後、一九五七年一二月に発表された日韓共同コミュニケによつて、日本側が対韓請求権と久保田発言を撤回すると宣言したことで、日韓会談は再開するのである。この結果、日韓会談の請求権委員会では韓国側の対日請求権のみが討論主題とされた。

しかし、第五次会談以降の請求権委員会においても、日本側は引き続き「関連」問題を提起した。この点について、韓国政府は「韓国が日本に請求しなければならぬ財産は八個項目以外にも莫大なものだが、平和条約第

四条によつて、日本は韓国内の旧日本財産を抛棄しなければならないという点を充分に考慮して最初から重要なもののみを八か項目として提出した」(大韓民国政務局重州課「韓日会談の概観及び諸問題」一九六一年推定、一二〇〜一二二頁)という論理を打ち出して、対日請求権のみを討論の対象とする姿勢を一貫として示したのである。

このように、韓国の対日請求権そのものが交渉の過程を通して徐々に確立していったものであり、外交交渉においては日本・韓国・そして米国の利益が絡んだ政治的な色彩が濃いものであったといえるだろう。

日朝交渉においてはどうかというと、解放後に北朝鮮へ進駐したのはソ連軍であり、厳密にいうと対日平和条約第四条(b)は適用されない。したがって、日朝交渉では同条約第四条(a)で明記されているように、日本側と北朝鮮側の請求権が「特別取極」の主題となる。しかしながら、現在の日本政府が北朝鮮側に対して、北緯三八度線以北の旧日本人財産について請求権を主張することは常識的に考えにくい。おそらく日朝交渉で本格的に請求権委員会を開くならば、北朝鮮側の請求権のみを討議の対象とすることになるだろうが、それは日韓会談において韓国側がねばり強く準賠償的な対日請求権を主張した成果であるともいえるだろう。

## 個人請求権の取扱をめぐる問題

つぎに、今日の戦後補償問題と直接的に関連する、韓国側の個人請求権が日韓会談においてどのように議論されたかを確認したい。日韓会談自体は一九六〇年四月に李承晩政権が崩壊したことで一時中断した後、同年一月二十五日から東京で再開されていた。韓国側の請求権は先述の「韓日間財産及び請求権協定要綱」(対日請求八項目)に沿って、翌月から討議された。その際、一九六一年四月二十八日の一般請求権委員会第一二回会合において、次のような議論がなされた。

日本側…この項目(個人請求権が含まれている「対日請求八項目」の第五項)筆者註、以下同じ)は私的な請求が大部分だと思し、従来このような請求は国交が正常化できなかったために解決を見ることのできなかつたもので、将来国交が回復され、正常化されれば、日本の一般法律によって個別的に解決する方法もあると考えるが、この点はどうのように考えるか

韓国側…解決方法としてはいろいろあり得るが、我々は国が代わりに解決しようというところであり、またここに提示された請求は国交回復に先行して解決されなければならないと考える。

日本側…請求内容にもよるが、従来日

本が諸外国との関係解決において、もとより財産に対しては個別的に解決したことが多い。もちろんそれは政府間の交渉を契機とするがこのような方法によって私権の道を切り開く方法もある。

韓国側…我々としては国交回復に先行して解決したい(大韓民国政務部政務局『第五次韓日会談予備会談会議録』一九二〇一九三頁)。

このように、日本側は個人請求権を国交正常化後、日本の法律によって個別的に解決するという方法を提示した。この提案は個人の請求権の立証義務を韓国側に押しつけるという「証拠主義」によって、請求権の金額を減らすところに第一の目的があったといえる。

したがって、韓国側は日本側の提案を拒否し、日韓会談で個人請求権の議論を終わらせ、請求権の名目で日本から資金を受けようとした。ただし、この韓国側の態度も日本からできるだけ多くの資金を導入して、経済開発を推進しようとするねらいがあったと思われる。

次に、軍事クーデター後の一九六一年一月から再開された一般請求権委員会における討議内容を検討したい。「対日請求八項目」のうち、個人請求権に関わるのはまず第二項の一部、通信局関係の請求であり、この請求はさらに①郵便貯金、振替貯金、為替貯金など、②国債及び貯蓄債権など、③簡易生命保険及び郵便年金関係、④海外為替貯金及び債権などに分けられる。さらに、「対日請求八項目」

の第五項はほぼ個人に関わる請求であり、①有価証券、②日本系通貨、③被徴用韓国人の未収金、④戦争による被徴用者の被害に対する補償、⑤韓国人の対日本政府請求(恩給関係及びその他)、⑥韓国人の対日本人または法人請求(韓国人の日本の生命保険会社に対する請求など)に分けられていた。日本側はこれらの請求権をおおむね認めたものの、たとえば恩給については日本の恩給法に基づいて、日本国籍保持者に直接渡すことになっていることを理由に、恩給の支払いを認めなかった。また、有価証券についても請求者個人が有価証券を保持していることを証明するように要請するなど、日本側は相変わらず厳密な「証拠主義」で臨んだ(大韓民国外務部政務局亜州課『第六次韓日会談会議録(II)』、一七一―一七六頁)。

ただし、ここで問題になるのは韓国側が提示した資料がどれほど検討されたのかということである。一九六二年二月一三日より請求権委員会とは別に、韓国側が提示した資料を検討するための専門委員会が開かれた。しかし、この委員会が正式に開かれたのはわずか四回であり、しかも翌月の日韓外相会談が請求権の規模を討議するという目的を持っていったため、二月二十七日に同委員会はずり切られてしまったのである。このようにわずかに二週間で資料の検討が十分に尽くされたとは言いがたいであろう。

もう一つ指摘しておくべきことは、「対日請求八項目」の第六項に示された内容である。

すなわち、韓国側の説明によると、「韓国人(自然人、法人)の日本政府または日本人に対する個別的権利行使に関する項目」と題されたこの請求は日韓国交正常化後も、日韓会談で提起されなかった対日請求権を「当然の権利」として「韓国人が個別的に行使できるようにすべきだ」という趣旨でなされたものであった。しかし、日本側はこの韓国側の請求に異議を唱え、韓国人及び法人の請求権問題は日韓会談で一切解決されるべきであると主張した(大韓民国外務部政務局亜州課「第六次韓日会談会議録(平和線・一般請求権・船舶)委員会会議録(二月二日現在)」二五六―二五七頁)。おそらく韓国政府は今日の日本軍慰安婦問題などのような問題が、日韓国交正常化後に現れることを充分予測して、このような項目をたてたのであろう。この点は協定文の作成過程で再び討論の焦点となる。

以上のような討論を検討することで、次のような経緯を確認することができる。つまり、韓国政府は当初より対日請求権の最も重要な要素として個人請求権を主張していたにもかかわらず、「証拠主義」と日韓国交正常化による請求権問題の完全解決を迫る日本側の姿勢に譲歩していったのである。それは韓国側の経済開発の早急性をにらみつつ、対韓投資に意欲を見せた日本政府の「外交的勝利」ともいべきものであった。しかし、その結果、日本側が問題にした資料検討もおおざなりにされたまま、請求権問題の焦点が供与の目目及

びその金額に矮小化されてしまい、一九六二年一月に「大平・金メモ」が取り交わされた後、請求権委員会は植民地支配の清算という本来の目的とはまったくかけ離れて、経済協力の条件に議論の焦点を移していくのである。

### 経済協力と請求権との 関連をめぐる問題

結局日韓会談における請求権交渉は日本が無償三億ドル、有償二億ドルの対韓経済協力に加えて商業借款を提供するというかたちで決着がはかられた。問題はこれらの経済協力と請求権との関連であり、いいかえると、どのような名目で日本政府が韓国政府に経済協力をを行うのかということであった。それは日韓協定の条文をめぐる議論に直接反映された。

まず、条文の文言を確認しておきたい。「日韓財産及び請求権の解決と経済協力に関する協定」は序文に「大韓民国と日本国は両国及び両国国民間の請求権に関する問題を解決することを希望し、ともに合意した」とあるのみで、日本の対韓経済協力の概要を示した、その第一条第一項の末尾には「前記提供及び借款は大韓民国の経済発展に役に立つものでなければならぬ」と書かれており、請求権と経済協力との直接的な関連を確認することはできない。さらに、問題は第二条第一項だが、その条文は次の通りである。

両締約国は両締約国及びその国民(法

人を含む)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、一九五一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されるものを含めて、完全にそして最終的に解決されたこととなることを確認する。

ここに先ほど検討した韓国側の「対日請求八項目」における第六項の提案が完全に否定されている点を確認できるだろう。ところで、請求権の代価として経済協力が行われるのか否かという点と関連して、その条文化をめぐって、日韓の立場は明確に対立していた。たとえば、一九六二年一月二二日の第一六次予備折衝(請求権問題の大枠が決まった交渉である)において、次のような議論がなされた。

裴大使…(裴義煥韓国側首席代表)第二項に関しては後で話をするが、第一項を金部長が提案したとおり「韓日間の請求権問題を解決して、韓日間の経済協力を増進させるために」と規定すると同時に、末尾に「韓国政府は以上の処置として韓日両国間の請求権問題が解決されたことと見なす」と規定することによって、解決するのがいいと考える。

杉首席…そこに請求権と書くのは日本側としては難しいというのだ。

後宮局長…金鍾泌部長が提案したのは「韓日間の請求権問題を解決して、韓日間の経済協力を増進させるために」と表

現しようというものであったが、したがって目的の第一は請求権を解決するためであり、第二に経済協力のためである。

ところで、解決法案を国会に提出するところになれば、請求権解決のための金額はいくらかという質問が必ず出るだろうし、これによつて金額が多すぎるといふ批判をはじめとして、在韓国日本財産はどうなったのかという批判、以北に関する部分はどうかといったのかなどの批判が出てくるだろう(李度晟『実録 朴正熙と韓日会談 五・一六から調印まで』寒松図書出版、一九九五年、一四九頁)。

このように、韓国側が請求権という用語を条文に盛り込もうとするのに対して、日本側は国会における説明に困ることを理由に請求権の代価として経済協力を行うと読めるような条文を拒否した。このような両者の立場の差違を前提として、国内的にお互いの主張ができるようにするために、まさに裴義煥が提案したのが「韓日両国は韓日両国間の請求権問題が完全に、そして最終的に解決されたことを確認する」という文案の挿入であった。この文案はそのまま日韓協定第二条第一項に挿入された。

問題はこの条文をいかに解釈するかであるが、その内実が請求権とは分離された経済協力であったとするならば、韓国政府は対日請求権を放棄して経済協力を受け入れたと解釈するしかないであろう。しかし、韓国政府が

日韓外交正常化以後、国内で補償措置を施していることを勘案すると、韓国政府は日本との外交交渉において請求権を放棄したものの、個人が持つ請求権の有効性を認めて国内問題として個人請求権問題を処理したといえるであろう。

### 植民地支配の合法性をめぐる問題

最後に、とりわけ最近の戦後補償を要求する運動において挙論されている、植民地支配の法的有効性をめぐる議論についてまとめておきたい。一九一〇年に日本と大韓帝国との間に締結された「韓国併合に関する条約」をはじめとして、それ以前に両国間に締結された諸条約の国際法的有効性に関わる問題は日韓基本条約の第二条をめぐる討論で取り上げられた。すなわち、「一九一〇年八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結された全ての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される」という条文をめぐって、日本政府と韓国政府はそれぞれ異なった解釈をしている。

日本の外務省は一九六五年一月に発行した『日韓諸条約について』という小冊子において、この条文について「併合条約は大韓民国が独立したときに効力を失い併合以前の諸条約、協定はそれぞれ所定の条約の成就または併合条約の発効とともに失効したことが確

認されたわけである」と解釈した。つまり、「これらの条約及び協定がかつては効力を有していた」というわけである(外務省『日韓諸条約について』四頁)。

これに対して、韓国政府が同年三月に発行した『韓日会談白書』によれば、「無効の時期に関しては「無効」という用語自体が別段の表現が付帯されない限り、原則的に「当初より」効力が発生しないということであり、「すでに」と強調されている以上遡及して無効(Ne retro)である」と説明し、「韓国併合に関する条約」以下の諸条約自体が無効であったと主張している(大韓民国政府『韓日会談白書』一九頁)。つまり、この問題について日韓会談では未だ合意を見ていないのである。

現在のところ、この問題についての議論が断片的に垣間見えるのは一九五二年二月の第一次会談の基本関係分科委員会のもののみである。同年三月五日に韓国側が提出した「大韓民国と日本国との間の基本条約案」の第三条に「大韓民国と日本国は一九一〇年八月二二日以前に旧大韓帝国と日本国との間に締結された全ての条約が無効であることを確認する」とうたわれていた。これに対して日本側は日本国民の感情を刺激するなどの理由を挙げて、第三条の削除を求めた後、日本側が提出した修正案の前文において、韓国案の第三条が削除された代わりに、「日本国と旧大韓帝国との間に締結された全ての条約及び協定が日本国と大韓民国との間の関係を規制するも

のでないことを確認する」という一節を入れた。しかし、結局両者の意見は接近しなかったのである(高崎宗司『検証 日韓会談』岩波書店(新書)、一九九六年、三四―三五頁)。

この両者間における意見の差違を埋め合わせたのが基本条約第二条における「もはや」という言葉なのである。この言葉によって、条約が無効になった時点をそれぞれの政府で解釈することが可能になったのである。

ところで、当時の韓国政府が韓国併合条約等を不法と見なす根拠を充分提示し得たかという点、必ずしもそうではなかった。そもそも「旧条約無効条項」を条約として明記する意味というのも、「両国間の過去の関係を清算する」ということをもつとも特徴的に表すもの」という以上のもではなかったのではないだろうか(前出『韓日会談白書』、一五頁)。しかし、今日問題とされている「植民地支配不法論」というのはそのレベルにとどまるものではなく、まさに日本政府が朝鮮人に補償をすべき根拠となるものとして提起されている。二〇〇〇年一二月に東京で行われた「女性国際戦犯法廷」という模擬裁判においても、朝鮮の南北共同検事団が作成した「共同起訴状」は日本の朝鮮支配を「軍事的強占」であると規定して、昭和天皇裕仁をはじめとする日本軍関係者に戦争犯罪を適用しようとしている。このように、これからこの問題は、歴史学ではもちろんのこと、国際法の分野などからも広範且つ厳密に検討し、一定の結論を出す必

要があるといえよう。

## 今後の課題

本稿において検討してきたところからも明らかのように、日韓会談は植民地支配の清算や植民地支配の法的効力の確認など、一九四五年以後の日韓関係の根幹に関わる問題を扱ったのであり、しかもそれらの討論は合意に達したというよりは双方が自前の解釈を可能とするような条文を作成することで、いわば先送りのかたちで日韓国交正常化が実現されたのである。そして、一九六五年の段階で先送りされた問題が戦後補償裁判というかたちで、今日に至るまで引き続き議論されているのであり、日韓会談における諸議題が日本と北朝鮮との関係の根幹に関わる問題であることは論を待たない。

こうした点をふまえつつ、日朝交渉を展望してみると、まず植民地支配の清算については、日本側が何らかのかたちで北朝鮮側に一定金額を供与することで決着するだろう。ただし、北朝鮮側が個人の請求権を立証するだけの物的証拠を準備できるか疑問であるため、日韓会議と同様に法理論的な議論を経た後に「政治決着」がはかれる可能性が高い。さらに、今年一月の金正日国防委員長の上海視察が示唆するように、北朝鮮が本格的な資本主義経済導入を志向するならば、まさに日韓会議における「経済協力方式」が再現される

かもしれない。その際に重要なことは、日本が北朝鮮に与える資金が日本の朝鮮支配に基づく請求権の代償として支払われるということとを明文化させることであり、同時に日本と北朝鮮の政府が協力して、その資金が北朝鮮の国民に対する補償として使用されるようなシステムを作り上げることである。

或いは、一九九一年八月二七日の参議院予算委員会において、当時の柳井俊二外務省条約局長が日韓協定の解釈について、外交保護権の行使という観点から「いわゆる個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させた」というものではない」と発言したこともあり、個人の請求権は日朝交渉よりもむしろ法廷闘争を中心に争われることになるかもしれない。その際、個々の請求権における物的証拠もさることながら、原告側が日本の韓国併合を国際法的に不法であるという論理を貫徹できるかというところが最大の焦点になるだろう。仮に貫徹させた場合、ひいては日韓基本条約第二条の条文が再検討されることになるということはいうまでもない。

最後に日朝交渉及び戦後補償運動を注視する立場から今後の課題を提示するならば、まず日本及び韓国政府に対して、日韓会談に関する未公開の外交文書を開示するよう求めていくことが重要であり、同時に日本の朝鮮支配を清算するもつとも望ましい補償のあり方を講究していくことであろう。

(よしざわ・ふみとし／一橋大学大学院博士課程)